平成28年労第142号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に採用され、会社内の異動や関連会社の出向等を経て平成〇年〇月〇日、同社C部Dセンターに配属となった。同配属部署において、請求人は、会社内や関連会社の中から異動先を探すための活動やスキルアップのための英語学習等を行っていた。請求人によれば、平成〇年〇月から仕事らしい業務を与えられず、就労先を探す業務に従事させられたこと等により強いストレスが生じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断され、同月〇日、F病院に転医し「不潔恐怖症・強迫性障害・PTSD・抑うつ状態」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした(以下「前回処分」という。)。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した(平成26年労第626号。以下「前裁決」という。)。

今般、請求人は、前回処分と同じ理由で監督署長に休業補償給付を請求したと ころ、監督署長は、既に前回処分で不支給決定した精神障害に係る休業であると して、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)本件再審査請求は、前裁決(丙4。以下同じ。)と請求期間を異にする後続請求と認められるところ、当審査会は、既に前裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところである。
- (2) 再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、本件再審査請求において、新たに上記再審査請求理由補充書及び証拠資料一式を提出し、請求人の業務による心理的負荷をもたらす出来事して、①達成困難なノルマが課され達成できなかったこと、②仕事の量と質の変化があったこと、③嫌がらせやいじめを受けたこと、④配置転換があったこと、⑤早期退職制度の対象となり退職を強要されたことを主張するが、一件記録を精査するも、引用する認定基準に基づく前記判断を変更すべき事情を見いだすことはできなかった。
- (3) なお、請求代理人は、前裁決への不服を述べ、本件再審査請求においては争

点整理と事実認定を全面的にやり直さなければならない旨を主張するが、当審 査会の判断は上記のとおりであり、同主張は採用できない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。